○中部地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第千九十六号尾張都市計画下水道事業五条川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年七月二十一日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中部地方整備局長　森本　輝

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第百十一号岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道事業木曽川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年二月十五日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　岡山県南広域都市計画道路事業三・五・七十三駅前バイパス線

三　事業施行期間　自令和八年二月十日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岡山県都窪郡早島町前潟字九ノ割、字八ノ割、字七ノ割、字六ノ割、字五ノ割、字四ノ割、字三ノ割、字二ノ割、字舟本地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　岡山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年中国地方整備局告示第二十八号岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂線及び三・二・早二百一バイパス線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月十五日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

官庁報告

労　働

労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示

健康保持増進のための指針公示第12号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の２第１項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和８年２月10日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　名称　事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件

２　趣旨　労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づき公表する、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年９月１日健康保持増進のための指針公示第１号）について、高年齢者の労働災害防止のための指針（令和８年２月10日高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）を定めることに伴い、所要の改正を行うものである。

３　適用日　令和８年４月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（令和６年茨城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年２月10日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,052円」を「１時間1,115円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月19日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、漁業（いか釣り）最低賃金（令和７年国土交通省最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年２月10日

国土交通大臣　金子　恭之

１．漁業（いか釣り）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年３月12日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告